

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに
公布する。

令和6年9月27日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第20号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和44年寒川町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(寒川町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 寒川町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年寒川町規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(寒川町介護保険法施行細則の一部改正)

第3条 寒川町介護保険法施行細則（平成25年寒川町規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7号様式、第31号様式、第34号様式及び第37号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。